

# 関東学院大学理工学部履修規程

(2013年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、理工学部（以下「学部」という。）における履修に関し、必要な事項を定める。

2 学部における学修については、学則によるほか入学年度の本履修規程によることを原則とする。  
(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、共通科目及び専門科目で構成し、開設する授業科目及び単位は授業科目配当表の定めるところとする。

2 共通科目は、教養科目、保健体育科目及び外国語科目に区分する。

3 専門科目は、専門基幹科目、専門基礎科目及び専門応用科目に区分する。

(授業科目の必選別)

第3条 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区別する。

2 必修科目は、必ず履修しなければならない。

3 選択必修科目は、選択のうえ履修しなければならない。

4 選択科目は、任意に選択して履修することができる。

(単位)

第4条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で1単位とする。

(2) 実験、実習、製図及び実技等については、30時間から45時間までの範囲で1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めるものとする。

(履修登録の提出)

第5条 学生は、その年度に履修しようとするすべての授業科目を「履修登録届用紙」又は「Web履修システム」を用いて、所定の期日までに登録を完了しなければならない。

2 所定の期日を超えて授業科目を追加登録又は変更登録することは、第8条を除き原則として認めない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 各学期で履修登録できる単位数の合計は、春学期24単位及び秋学期24単位を超えてはならない。ただし、別に定める科目及び諸課程等開講科目の単位数は、これに含めない。

(履修未登録科目の無効)

第7条 履修登録をしていない授業科目は、受講して試験を受けても無効となる。

(履修登録科目の変更)

第8条 秋学期の始めに期日を定め、履修登録科目の変更の受け付けを行う。ただし、学部が指定する授業科目は除く。

2 前項の所定の期日を超えて履修登録科目を変更することは、原則として認めない。

(履修登録の締切日)

第9条 所定の履修登録締切日を超えてからの履修登録は、原則として認めない。ただし、履修登録遅延の理由について、理工学部長がやむを得ないと認めた場合に限り、履修登録を認めることがある。

2 前項ただし書きの場合でも、春学期及び秋学期のそれぞれの全授業期間の3分の1を経過したときは認めることができない。

(履修登録の取消し)

第10条 学部が指定する授業科目を除き、春学期及び秋学期に期日を定めて履修登録科目の取消しを申請することができる。ただし、履修登録取消しをした授業科目の代わりに新たに授業科目を履修登録することはできない。

(クラス指定科目の履修)

第11条 クラス指定のある授業科目は、指定クラス以外で履修することは、原則として認めない。ただし、再履修の場合は、第13条第2項による。

(配当セメスターの履修制限)

第12条 上級セメスターに配当されている授業科目を、下級セメスターの学生が履修することはできない。

(不合格科目の再履修)

第13条 成績評価が不合格となった授業科目を再履修する場合は、改めて履修登録をしなければならない。

2 再履修におけるクラス選定は、原則として任意であるが、特に指定することがある。

(重複履修登録の禁止)

第14条 同一授業時間に2科目以上の授業科目を重複して履修登録することは認めない。

(履修登録人数制限)

第15条 学部が指定する授業科目に限り、履修登録人数を制限することがある。この場合は、履修登録以前の指定日時に予備登録をしなければならない。

(単位の認定)

第16条 履修登録科目の単位認定は、別に定める「関東学院大学試験規程」に基づき、試験によって行う。ただし、授業期間中の成績をもって試験に代えることがある。

2 出席回数が、授業日数の3分の2を満たさない場合は、その授業科目を不可とすることがある。

3 一度修得した授業科目は、単位を取消すこと及び再履修することができない。

(成績の評価)

第17条 試験の成績は、「秀(S)」「優(A)」「良(B)」「可(C)」及び「不可(F)」の評語をもって表し、「可」以上を合格として単位の修得を認める。

(GPAの算出)

第18条 GPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出する。

2 前項の算出においては、成績評価の評語が「認」、「合」の科目、諸課程開講科目及び第10条に該当する科目の単位数は含めない。

(成績の質問)

第19条 学期始めに配付される成績表の記載事項に疑問のある場合は、速やかに教務課へ申し出るものとする。ただし、申し出の期限は、成績表配付の日(履修指導の日)から2週間以内とする。

(卒業研究Ⅰの履修資格)

第20条 卒業研究Ⅰの履修資格は、第7セメスターあるいはそれ以降のセメスター開始時に98単位以上修得済みであること。ただし、諸課程等開講科目の単位数は、これに含めない。また、各学系が指定するところにより、特定の授業科目の単位修得を条件に付加することがある。

(卒業研究Ⅱの履修資格)

第21条 卒業研究Ⅱの履修資格は、卒業研究Ⅰを修得済みであること。

(卒業の要件)

第22条 4年(8セメスター)以上在学し、別表第1に定める卒業要件のとおり、卒業に必要な所定の単位数を満たし、合計124単位以上を修得した者には、理工学部教授会の議を経て卒業と認め、関東学院大学学位規則の定めるところにより学士の学位を授与する。この場合において、自由科目の単位は、卒業要件に算入することはできない。

2 学則第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位については、60単位を超えないものとし、超えた場合は自由科目とする。

(他学部の履修)

第23条 他学部が指定する他学部の授業科目を履修するときは、「Web履修システム」又は「履修登録変更届」を用いて、所定の期日までに登録を完了すること。なお、指定されていない授業科目を履修する場合には、所定の他学部受講願を教務課に提出して他学部の許可を得なければならない。

2 他学部で修得した授業科目の単位は、所定の基準によって、学部の単位として認定する。

(副専攻課程の受講等)

第24条 学部の学生は、他学部が設置する副専攻課程を受講し、当該副専攻課程に設けられる授業科目を履修することができる。

2 副専攻課程で修得した単位は、学部が指定する基準に基づき、学部の単位として認定する。

(復学・転部及び再入学生の履修)

第25条 休学者が復学するときの履修については、原則として入学年度の履修規程を適用する。

2 転部生又は再入学生履修については、原則として転入又は再入学年次の履修規程を適用する。  
(編入学生の履修)

第26条 編入学生の履修については、編入学年次の履修規程による。  
(編入学生の既修得単位の認定)

第27条 編入学生が、編入学前に学校等で修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)は、一定の基準により学部の単位に換算し、これを認定する。  
(他の大学における授業科目の履修等)

第28条 横浜市内大学間単位互換協定大学で、単位互換履修生として授業科目を履修し修得した単位については、60単位を超えない範囲で学部の単位として認めることがある。

2 前項のうち、学部が卒業要件として認める自主選択学修の単位数を上限とし、自主選択学修の単位として卒業要件に算入できる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 文部科学大臣の定めるところにより、技能審査等の認定評価については、別に定める一覧表及び認定基準に基づき、学部の履修科目として単位認定することがある。

2 前項の認定単位は、前条に定める単位と合わせて60単位を超えることができない。

(新入生の既修得単位の認定)

第30条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学した学生、若しくは科目等履修生が、新たに学部の第1年次に入学した場合の既修得単位は、第28条及び前条に定める単位と合わせて60単位を超えない範囲で、学部の単位として認定することがある。

2 関東学院大学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目は、単位を認定することがある。

3 第1項及び第2項の単位の認定は、入学年度の4月に行う。

4 単位の認定を希望する者は履修登録提出日までに教務課に申し出なければならない。

(留学により修得した単位の認定)

第31条 学生が、別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、学部の単位として認定することがある。

2 前項の認定単位は、第28条、第29条及び第30条に定める単位と合わせて60単位を超えることができない。

(教職課程の授業科目)

第32条 教育職員免許法に基づく教職課程の授業科目の履修については、別に定めるところによる。

2 教職課程開講科目(教職に関する科目)の単位は、卒業の要件を満たすための単位としては認めない。

(図書館司書課程及び学校図書館司書教諭課程の授業科目)

第33条 図書館法及び学校図書館法に基づく図書館司書課程及び学校図書館司書教諭課程の授業科目の履修については、別に定めるところによる。

2 前項に定める授業科目は、卒業の要件を満たすための単位としては認めない。

(規程の改廃)

第34条 この規程の改廃は、理工学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年1月29日に改正し、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月26日から改正施行する。

改正後の第2条、第16条及び第22条の規定は、2013年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2016年1月29日から改正施行する。

改正後の第6条の規定は、2013年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2016年3月25日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年3月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年3月30日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2023年7月13日から改正施行する。
- 2 改正後の第22条第2項の規定は、2022年4月1日から適用する。
- 3 改正後の別表第1の規定は2023年4月1日から適用する。